

医療法人制度に関する疑義について

(平成 17 年 2 月 7 日)

(医政指発第 0207001 号)

(社団法人日本精神科病院協会会長あて厚生労働省医政局指導課長回答)

照会

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より日精協の活動にご指導を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、標題につきまして別紙のとおり疑義が生じたので、ご回答いただきたく宜しくお願い申し上げます。

(別紙)

厚労省に対する質問

質問 1. 医療法人は「営利法人たることを否定した法人」と理解してよろしいか。

質問 2. もし、そうであれば剰余金は出資者に帰属しない（大審院判例）と解釈できますか？

それに対する見解

質問 3. もし、剰余金は出資者に帰属しているのであれば、医療法第 5 4 条は矛盾した条文になるが？

医療法第 5 4 条により、剰余金は出資者に還元できないのに、個人の財産とみなされ、払えない相続税が課税されることになるが。

質問 4. 平成 1 6 年 8 月 1 3 日の局長通達前後の下記の①～⑤までの厚労省見解では、「剰余金を出資者に帰属しているという考え方は医療法人制度の趣旨を逸脱している。」と述べているようであるが、現在もその考え方に相違ないか。

(記)

- ① 昭和 6 1 年改正時に払い戻し条項について「任意である」との注釈が整理、削除されたため、法人の内部に留保された剰余金が出資額に応じて社員に払い戻しされるという「事実上の配当」とも評価されかねない事態が発生した。
- ② 脱退時や解散時に出資額に応じて法人の財産を返還することは、医療法第 4 章及び同関係法令に基づく医療法人制度より要請されたものではない。
- ③ 以上の理由から、現行のモデル定款について、その廃止も含めてその取扱いを検討すべきである。
- ④ 昭和 6 1 年改正時に整理、削除された払い戻し条項、解散時の残余財産分配条項の「任意」を復活することは最低限必要。

- ⑤ 任意であっても、剰余金相当部分を含めた時価評価額を超えて払い戻すことを医療法第54条が認めているわけではない。

回答

平成16年12月21日付日精協発205号で照会のありました標記について以下のとおり回答いたします。

回答1. 貴見のとおり。

回答2、3. 営利法人たることを否定された法人である医療法人の剰余金については、医療法（昭和23年法律第205号）第54条の規定のとおり、配当が禁止されており、出資者には帰属するものではない。

また、課税関係については、所管外なので厚生労働省としては回答できない。

回答4. 平成16年8月の局長通知は、いわゆる「出資額限度法人」の制度化について通知し、モデル定款についてあくまで、医療法人に係るモデル定款という位置づけであり、医療法第4章及び同関係法令に基づく医療法人制度より要請された内容以外からの逸脱を一切認めないといった硬直的な対応が都道府県で行われている例があるとすれば、適当ではないとしたものである。また、上記①、③、④については、「医業経営の非営利性等に関する検討会」（報告書）でも指摘されているところであり、厚生労働省としても平成16年8月の局長通知において上記②について言及し、医療法人の非営利性の観点から出資額限度法人への移行が望ましいとしたところである。なお、⑤については、同通知において脱退時や解散時に出資額に応じて法人の財産を返還することは、医療法第4章及び同関係法令に基づく医療法人制度より要請されているものではなく、任意であることを明らかにしたところあり、これまでは、個々の状況に応じてそれぞれ判断してきたところである。